

マイナンバーカードの保険証利用に関する概要について

1 マイナンバーカードと保険証の一体化（保険証の廃止）について

- ・ マイナンバーカードを保険証として利用する仕組みは、特定健診や服薬等に関するデータに基づいた適切な医療を受けることが可能となるなどの観点から、令和3年10月に導入された。
- ・ 本年6月にマイナンバー法等の一部改正法が成立し、令和6年秋にマイナンバーカードと保険証の一体化（従来の保険証の廃止）が行われることとなった。
- ・ ただし、医療現場などへの影響・混乱を極力防ぐため、発行済みの保険証を令和7年秋までの1年間（保険証の有効期限が先に到来する場合は有効期間が終わるまでの間）は有効とみなす経過措置が設けられている。
- ・ 保険証の廃止後にマイナンバーカードの保険証利用ができない状況にある方は、資格確認書※により受診することになる。資格確認書の運用に係る詳細は、今後具体的に整理される予定。
- ・ なお、保険証の廃止時期については、マイナンバー制度に係る今秋の総点検を踏まえ、国において判断することとされている。

※ 資格確認書

保険証の廃止後に代わりとなるもの。マイナンバーカードを取得していない方などを対象に、職権により無償で交付する。有効期間は最長5年間とされているが、本市国保の取扱いについては、国から今後示される詳細事項を踏まえ決定する。

2 今後の想定スケジュール

令和6年9月	有効期間を更新（令和6年10月～令和7年9月）した国保被保険者証を発送
令和6年秋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険証の廃止（国保被保険者証の新規発行を停止） ・ 資格確認書の交付開始
令和7年9月30日	国保被保険者証の有効期限
令和7年秋	経過措置期間終了（国保被保険者証の全面廃止）

3 制度に関する留意点等

(1) 保険証利用を開始するための手続き

- ・ マイナンバーカードを保険証として利用するためには、利用登録が必要。
- ・ 医療機関等の窓口へ設置している顔認証付きカードリーダーや、各自のスマートフォンなどを使用したマイナポータルアプリ、区役所等の支援ブース、セブン銀行のATMから利用登録が可能。

(2) マイナンバーカードによる資格確認ができない場合の対応

- ・ 医療機関等の窓口において、システムの不具合や通信障害等が原因で、マイナンバーカードによる保険資格の確認ができない場合、保険証を持参していなければ無保険扱いとして医療費の10割が請求されるケースが生じていた。
- ・ このような事象の対応策として、国において、マイナポータル¹の資格情報画面（スマートフォンで提示可能な場合）での資格確認を行うことや、保険証等に関する事項を記入した「被保険者資格申立書」を医療機関に提出することで、本来の窓口負担割合で済むような仕組みが設けられた。

※本資料に記載の制度内容等は令和5年8月8日現在のもの。